

令和2年3月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和2年3月2日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和2年3月2日(火) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	川岸 和花子	2番議員	出口 裕
3番議員	岡戸 章夫	4番議員	加藤 久幸
5番議員	中根 信一郎	6番議員	岡野 豊
7番議員	吉筋 恵治	8番議員	中根 幸男
9番議員	鈴木 托治	10番議員	西田 彰
11番議員	亀澤 進	12番議員	山本 俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
防災監	小島 行雄	企画財政課長	佐藤 嘉彦
税務課長	山下 浩子	住民生活課長	富田 正治

保健福祉課長	平田章浩	産業課長	長野了
建設課長	中村安宏	定住推進課長	村松達雄
上下水道課長	岡本教夫	学校教育課長	塩澤由記弥
社会教育課長	松浦博	病院事務局長	高木純一
会計管理者	古川敏勝		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 清泉雅文

10 会議に付した事件

- 議案第 1 号 森町公共施設等総合管理基金条例について
- 議案第 2 号 森町一般廃棄物処理事業推進基金条例を廃止する条例について
- 議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 森町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 森町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 森町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 森町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 1 1 号 森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 2 号 森町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 3 号 森町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 5 号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 6 号 森町森林環境整備促進基金条例について
- 議案第 1 7 号 森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 8 号 森町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 9 号 令和元年度森町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 2 0 号 令和元年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 2 1 号 令和元年度森町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 2 2 号 令和元年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 3 号 令和元年度森町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 4 号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 議案第 2 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 議案第 2 6 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（森町小規模保育所）
- 議案第 2 8 号 森町道路線の廃止について
- 議案第 2 9 号 森町道路線の認定について
- 議案第 3 0 号 令和 2 年度森町一般会計予算
- 議案第 3 1 号 令和 2 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 2 号 令和 2 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 3 3 号 令和 2 年度森町介護保険特別会計予算
- 議案第 3 4 号 令和 2 年度森町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 3 5 号 令和 2 年度森町大久保簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 3 6 号 令和 2 年度森町三倉簡易水道事業特別会計予算

- 議案第 37 号 令和 2 年度森町大河内簡易水道事業特別会計予算
議案第 38 号 令和 2 年度森町水道事業会計予算
議案第 39 号 令和 2 年度森町病院事業会計予算

< 議事の経過 >

- 議長 (亀澤 進 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
ただいまから令和 2 年 3 月、森町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
発言の際には、言葉が聞きとりにくいため、マスクをはずして発言してください。
始めに、新議員当選の報告をいたします。
去る 2 月 9 日執行の森町議会議員補欠選挙において出口裕君、川岸和花子君のお二人が当選されました。
出口裕君、川岸和花子君の自己紹介をお願いします。
最初に出口裕君、登壇願います。
- 2 番議員 (出口 裕 君) この度、森町町議会議員に推薦され、またならせいただきました出口です。何卒本当に初心で、まずわからないことだらけだと私も思っています。皆さまのご指導よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 議長 (亀澤 進 君) 次に川岸和花子君、登壇願ひます。
- 1 番議員 (川岸和花子 君) この度の補欠選挙で当選させていただいた川岸和花子と申します。町長を先頭に、町民が一丸となって明るい森町ができるように、私も役割を担っていきたく思ひしておりますが、とにかく初めてのことで、皆さまご指導よろしくお願ひいたします。
- 議長 (亀澤 進 君) それでは、日程に入ります。
日程第 1、「議席の変更及び補欠選挙により当選した議員の議席の指定」を行います。
森町議会会議規則第 4 条第 2 項及び同条第 3 項の規定により、別紙配布の議席のとおり変更し、指定することとしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって、別紙配布の議席のとおり変更し、指定することに決定しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、4番加藤久幸君及び5番中根信一郎君を指名します。

日程第3、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (亀澤 進 君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から3月24日までの23日間に決定しました。

日程第4、「報告事項」について、補欠選挙に伴う常任委員会委員の選任について森町議会委員会条例第7条第4項ただし書きの規定により、お手元に配りました名簿のとおり、議長において指名したのでご報告します。

また、監査委員から例月出納検査の結果についての報告が来ております。

お手元に配布のとおりでございますので、ご了承願います。

日程第5、議案第1号「森町公共施設等総合管理基金条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第1号「森町公共施設等総合管理基金条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年3月策定の「森町公共施設等総合管理計画」及び平成31年3月策定の「森町公共施設個別施設計画」に基づき実施する、公共施設の更新等に係る経費について、将来的な財政負担の軽減や費用の平準化を図るため、基金を設置するものであります。

なお、これに伴い「森地区公共施設整備事業基金設置条例」及び「森町総合福祉施設整備基金条例」を廃止いたします。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (亀澤進君) 日程第6、議案第2号「森町一般廃棄物処理事業推進基金条例を廃止する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (亀澤進君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) ただいま上程されました議案第2号「森町一般廃棄物処理事業推進基金条例を廃止する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本基金は、本町を含む遠州地域8市町で設置された「サングリーン遠州振興基金」が平成22年3月に廃止されたことに伴い、返還される約1億400万円を原資として、旧森町清掃センターの解体工事費及び中遠クリーンセンターの環境施設整備事業に係る負担金等に充てるため設置したものでございます。

基金は、平成23年度から平成27年度までに、基金の目的に沿って関連施設の整備費に充てております。

現在、一般廃棄物処理関連施設の整備事業につきましては、袋井市森町広域行政組合及び中遠広域行政組合において事業を行っており、今後におきましても行政組合で対応していくこととなります。

で、本基金の設置目的が達成されたことに伴い、本条例を廃止する
ものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお
願い申し上げます。

議 長 (亀澤 進 君) 日程第7、議案第3号「一般職の職員の給
与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第3号「一般
職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案
理由の説明を申し上げます。

本案は、令和2年4月1日付けで社会福祉士を新規採用すること
に伴い、個々の職務を給料表の各等級へ分類する際の、具体的な基
準となる等級別基準職務表に、社会福祉士及び主任社会福祉士を加
える改正をするものでございます。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお
願い申し上げます。

議 長 (亀澤 進 君) 日程第8、議案第4号「森町職員等の旅費
に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第4号「森町
職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理
由の説明を申し上げます。

森町では、旅費のうち宿泊料は平成14年4月1日から、日当及び

食卓料は平成15年4月1日から金額の見直しを行っておらず現在に至っております。

本案は、令和元年10月の消費税率の改定や、国・他市町の規定を勘案し、日当を1日につき2,000円から2,200円に、宿泊料を1夜につき10,400円から10,900円に、食卓料を1夜につき2,000円から2,200円に改正するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (亀澤 進 君) 日程第9、議案第5号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第5号「第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年4月に学校統合する三倉小学校、天方小学校において、複式学級による授業から統合後に実施される学年ごとの授業に円滑に移行するため、非常勤講師を任用するにあたり、第3条に規定する報酬の「特殊な技術、経験を必要とする職及び報酬額」に非常勤講師の時間額を追加するとともに、時間外勤務報酬に係る規定を改定するものであります。

会計年度任用職員が令和2年4月1日から創設されることに伴い、昨年の9月議会において、会計年度任用職員の給与等について、新たに条例を制定いたしました。その中で、パートタイムの第1号会計年度任用職員の時間外勤務については、1日あたり7時間45分、週38時間45分の所定労働時間を超える場合及び深夜勤務の場合に報酬を割増する規定を設けましたが、会計年度任用職員は、多様な職

種、働き方が想定されるため、新たに「週休日勤務における時間外勤務の割増」、「週休日勤務を振り替えたときの時間外勤務の割増」及び「1月60時間を超えた時間外勤務の割増」等を制度化するものであります。

なお、この条例は、新規制定条例が未施行中であるため、公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (亀澤 進 君) 日程第10、議案第6号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第13、議案第9号「森町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案4件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま一括して上程されました議案第6号「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第9号「森町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について」までの4議案について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法「第243条の2」が「第243条の2の2」に改正されることに伴い、引用する「昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例」、「森町水道事業の設置等に関する条例」、「森町監査委員条例」及び「森町病院事業の設置等に関する条例」の4条例について、条ずれを解消するため、各条例を改正するとともに、併せて字句の修正を行うものでございます。

また、議案第8号「森町監査委員条例の一部を改正する条例」につきましては、財政援助団体等の監査にかかる規定が、第3条と第4条に重複して規定されておりましたので、これを解消するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (亀澤 進 君) 日程第14、議案第10号「森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第16、議案第12号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」まで議案3件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま一括して上程されました議案第10号「森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第12号「森町手数料条例の一部を改正する条例について」までの3議案について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」通称「デジタル手続法」の制定に伴い、関係する条例の整備を行うものでございます。

それでは、各条例について、ご説明いたします。

始めに、議案第10号「森町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、デジタル手続法により、引用する法律が「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に題名が改められたことから、これに合わせ、

条例名を「森町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改めるとともに、法律の内容に即して改正するものであります。

次に、議案第11号「森町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、デジタル手続法により改正された「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」の規定に基づき、条例第6条中第2項を削除するとともに、併せて項ずれを修正するものでございます。

最後に、議案第12号「森町手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、デジタル手続法により住民基本台帳法が改正され、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことにより、交付の際の手数料を定めるものでございます。また、デジタル手続法により番号利用法が改正され、通知カードが廃止されることになりましたので、通知カードの項目を削除するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (亀澤 進 君) 日程第17、議案第13号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第13号「森町印鑑条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和元年12月14日に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、国が示す「印鑑登録証明事務処理要領」の印鑑の登録に関する事項中、登録資格について改正されたことを踏まえ、森町印鑑条例第2条（登録資格）の規定を整備するものであります。

今回の改正は、事務処理要領において、登録できないとされている者の名称が、「成年被後見人」から、「意思能力を有しない者」という表現に変更されることになったことから、これに合わせ、本条例第2条の印鑑の登録を受けることができないとする者の表現を、事務処理要領と同様に「意思能力を有しない者」に改正し、併せて、事務処理要領改正の内容に合わせ、所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は、公布の日からとするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (亀澤 進 君) 日程第18、議案第14号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第14号「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の改正に伴い、災害援護資金の貸付に係る規定を改正するものであります。

今回の改正は、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者が、保証人を立てない場合でも借り入れを可能とし、保証人を立てる場合には、無利子とすること等を新たに定めるとともに、併せて、字句の修正を行うものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (亀澤 進 君) 日程第19、議案第15号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (亀 澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第15号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、児童福祉法の規定に基づく「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が、平成31年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿等の提供を行う連携施設について、その確保が著しく困難であると町長が認めるときには不要とすること等を新たに定めるとともに、省令に合わせ、所用の改正を行うものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (亀 澤 進 君) 日程第20、議案第16号「森町森林環境整備促進基金条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (亀 澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました議案第16号「森町森林環境整備促進基金条例について」提案理由の説明を申し上げます。

平成31年3月に新たに「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が公布され、今年度から、森林環境譲与税が地方譲与税として、国から全国の都道府県及び市町村に交付されております。

この森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村が実施する森林の整備に関する施策及びその促

進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされております。

こうしたことから、森林環境譲与税を受け入れ、森林の整備に関する施策及びその促進に関する施策に要する費用に充てることを目的とする基金を設置するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (亀澤 進 君) 日程第21、議案第17号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第17号「森町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

平成29年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が今年4月1日から施行されます。

この民法改正では、契約等に関する最も基本的なルールが定められている「債権法」について大幅な見直しが行われ、町営住宅の管理に関し、保証人に関する改正、法定利率に関する改正、賃貸借に関するルールの明文化などの対応が必要となります。

また、近年、身寄りのない単身高齢者等が増加していることなども踏まえ、保証人の確保が困難となることが懸念されることから、保証人の確保を公営住宅への入居の前提とすることから転換すべきであるとして、平成30年3月に全国自治体の公営住宅管理条例のひな形とされる「公営住宅管理標準条例(案)」が改正され、保証人に関する規定が削除されました。

これを受けて、森町営住宅管理条例においても、入居に際して保証人の選任を要件としている規定を廃止するものです。

このほか、民法に初めて敷金の定義がされ、敷金を未履行の債務に充てることができるとされたことから、敷金を家賃等の弁済に充てることを定めるとともに、原状回復義務のルールが見直され、通常の使用によって生じた損耗や経年変化については原状回復をする必要がないことが定められたため、入居者の修繕費用の負担について見直しを行いました。また、請求額算定の基準となる利率の変更など、所要の改正を行うものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (亀澤 進 君) 日程第22、議案第18号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第18号「森町職員定数条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現行の第2条第7号に規定する「町長の所管に属する公立森町病院の職員」の定数を195人から203人に改正するものであります。

4月1日から運用される会計年度任用職員制度への移行にあたり、家庭医の専攻医の身分の取り扱いを静岡家庭医養成協議会において協議した結果、従来の嘱託職員から、所属する病院ごとに正規職員とすることになりました。

来年度新たに当院の専攻医となる見込の2名や、その他の新規採用見込者、また、退職者等を加減しますと、令和2年4月1日現在の職員数は、条例定数195人に対し192人となります。

専攻医が専門医になるためには4年が必要となることから、今後、毎年2名を採用すると、4年間で8名の増加が見込まれるため、現

行定数195人に8人を加え、203人とするものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (亀澤 進 君) 日程第23、議案第19号「令和元年度森町一般会計補正予算(第6号)」から日程第27、議案第23号「令和元年度森町病院事業会計補正予算(第3号)」まで議案5件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま一括して上程されました、議案第19号から議案第23号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

始めに議案第19号「令和元年度森町一般会計補正予算(第6号)」について提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ296,777千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,311,695千円とするものであります。

8 ページ、第2表、繰越明許費につきましては、各種事業の進捗状況に基づきまして、令和2年度に繰り越す事業及び金額でございます。

8 款 2 項の防災・安全交付金(橋梁長寿命化)事業につきましては、天森橋歩道橋の老朽化した既設高欄を撤去し、新しい高欄を設置する工事でございますが、工事発注後に鉄筋探查を実施したところ、高欄取付箇所に既存の鉄筋が入っていることが判明し、製品の検討や制作に時間を要することとなったため、年度内完了が困難な見込みとなったことによるものと、中川橋の橋脚腐食部を補強するため、鋼管腐食部に鋼板を巻き付ける工事でございますが、工事発注後地中部を掘削したところ腐食部が広範囲に及んでいることが判明し、鋼板巻き付け範囲の見直し、板厚調査や制作に時間を要する

こととなったため、年度内完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

10款2項の小中学校ネットワーク設備整備事業につきましては、今補正予算にて計上いたしました、GIGAスクール構想の実現に向けた事業でございますが、年度内での事業執行が困難なことから全額を令和2年度に繰り越すものでございます。

9ページ、第3表、債務負担行為補正につきましては、現在業務委託契約を行っております可燃ゴミ収集運搬業務が、本年度末で期限を迎えることから、新年度に向けて可燃ゴミの収集運搬に支障が生じないように、新たに3年間を期間とする業務委託契約事務等を進めるため、設定するものでございます。

10ページ、第4表、地方債補正の公共事業等につきましては、国の補正予算により措置されました県営農地整備事業(経営体育成型)の負担金の増額に対応するため、限度額を増額するものであります。

学校教育施設等整備事業につきましては、旭が丘中学校体育館のLED照明設置事業が、緊急防災・減災事業債の対象と認められる見込みとなったことから、限度額を減額するものと、国の補正予算によりGIGAスクール構想実現に向けたICT環境を整備する補助金が設けられたことを受け、校内ICT環境整備を進めるための小中学校ネットワーク設備整備事業の財源として増額するもので、両事業の差額を調整し限度額を増額するものでございます。

また、緊急防災・減災事業につきましては、旭が丘中学校体育館のLED照明設置事業が、緊急防災・減災事業債の対象と認められる見込みとなったことから、限度額を増額するものでございます。

以下、事項別明細書により主な補正の概要を歳出から申し上げます。

9・10ページをご覧ください。2款1項1目、一般管理費3,652千円につきましては、退職手当組合への負担金で、育児休業職員に係る負担金と、本年度末の退職予定者に係る特別負担金等でございます。

5目、財産管理費75,255千円のうち、町有林分収交付金640千円につきましては、町有林の搬出間伐による木材の売上収入が当初見込みを上回ることから、分収契約に基づく大日山金剛院への分収交付金を追加するものでございます。財政調整基金積立金236千円につきましては、町有林の搬出間伐による材の売上収入から、分収交付金支払後の残額が間伐委託料を差し引いてもなお残ることから、同基金に積み立てるものであります。

環境保全基金積立金767千円につきましては、歳入で受け入れま
す、ペットボトル有償入札拠出金分配金を基金に積み立てるもので
あります。

ふるさと応援基金積立金23,274千円につきましては、本年度いた
だきました「ふるさと応援寄附金」の一部を基金に積み立てるもの
でございますが、昨年6月に行われた、寄附に関する経費を2分の
1以内とする制度見直しにより、経費の減額分を積み立てるものと、
寄附の見込額の増加に伴い、寄附見込額を増額するものでございま
す。

企業立地推進基金積立金338千円につきましては、町有地の売払
代であります同額を積み立てるものでございます。

また、公共施設等総合管理基金積立金50,000千円につきましては、
公共施設総合管理計画及び個別施設管理計画に位置づけられまし
た、将来の公共施設等の更新及び修繕等の財源として基金に積み立
てるものでございます。

2項1目、企画総務費3,274千円の減額につきましては、ふるさ
と納税の寄附に関する経費を2分の1以内とする制度見直しによ
り、経費を減額するものでございます。

11・12ページ、3款1項1目、社会福祉総務費10,930千円につ
きましては、平成30年度に実施しました心身障害児者福祉費及び自立
支援給付費に係る、事業の精算に伴う国及び県への返還金でござい
ます。

2項2目、児童措置費8,908千円につきましては、平成27年度か

ら平成30年度の保育園保育料の過大徴収分に係る還付金2,029千円と、平成30年度に実施しました子ども・子育て支援交付金等に係る事業の精算に伴う国及び県への返還金でございます。

4款1項2目、予防費1,020千円のうち、保健予防経費155千円につきましては、平成30年度に実施しました未熟児養育医療に係る、事業の精算に伴う国への返還金でございます。

また、風しん追加的対策事業865千円につきましては、全国的な風しん患者数の増加を受け、これまでの制度の変遷上、風しんに関する公的な予防接種を受ける機会がなかった世代に対し、全国で追加的対策を行うこととなっておりますが、その対策をより強化し、年度初めの企業等事業所が行う健康診断に併せて抗体検査等を受診勧奨するため、クーポンの配布等を行うものでございます。

13・14ページ、5目、診療所費60,000千円につきましては、森町病院の経営基盤の強化のため、追加の繰り出しを行うもので、今年度の繰出金は総額で5億円でございます。

6款2項2目、農地事業費5,000千円につきましては、国の補正予算を受けて事業が追加された県営農地整備事業（経営体育成型）の負担金の増額でございます。

15・16ページ、8款5項1目、住宅管理費1,800千円につきましては、町営住宅の漏水事故等により修繕費に不足が見込まれることから追加をするものでございます。

9款1項1目、常備消防費2,747千円につきましては、人件費の増加等に伴う袋井市森町広域行政組合消防分担金の増額でございます。

10款1項2目、教育委員会事務局費128,000千円につきましては、昨年12月、国において令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備として校内通信ネットワークの整備と、児童生徒1人1台端末の整備を柱とする「GIGAスクール構想」が示されました。そしてこのGIGAスクール構想の早期実現を目指すため、国の補正予算により「公立学校情報通信ネットワーク環境

施設整備費補助金」が設けられました。この国の補正予算で措置されました補助金を活用し、まずは小中学校のICT環境を整備するため、小中学校ネットワーク設備整備事業に取り組むための経費を計上するものでございます。

17・18ページ、2項1目、小学校費学校管理費123千円、及び3項1目、中学校費学校管理費2,310千円につきましては、飯田小学校及び森中学校で、新年度を迎えるに当たり特別支援学級の増級が必要となることから、対応経費を計上するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページをご覧ください。15款2項6目、教育費国庫補助金64,000千円につきましては、小中学校ネットワーク設備整備事業に対する補助金でございます。

17款2項2目、生産物売払収入1,601千円につきましては、町有林の搬出間伐による木材の売上収入が、当初見込みを上回ることから歳入に計上し、分収契約に基づく分収交付金の財源とするとともに、一部を財政調整基金に積み立てるものであります。

18款1項2目、総務費寄附金20,000千円につきましては、ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税でございますが、本年度の寄附額が見込みより伸びておりますので、増額するものでございます。

19款1項1目、特別会計繰入金25,216千円につきましては、平成30年度の介護保険特別会計の、給付事業等の実績に基づく精算金の受入れであります。

2項11目、森地区公共施設整備事業基金繰入金2,002千円、12目、総合福祉施設整備基金繰入金1,263千円、及び7・8ページ、13目、一般廃棄物処理事業推進基金繰入金8,554千円につきましては、各基金条例の廃止に伴い基金積立残額を一般会計に受け入れるものでございます。

20款1項1目、繰越金83,736千円につきましては、公共施設等総合管理基金積立金の財源の一部と、財源調整に係る前年度繰越金であります。

21款3項3目、雑入23,131千円のうち、民生費雑入19,864千円につきましては、平成30年度の静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴う返還金の受入でございます。

衛生費雑入767千円につきましては、廃ペットボトルが市場で高値取引されるようになったことから、再商品化事業者から支払われる、いわゆる有償入札に係る配分金である、ペットボトル有償入札抛出金分配金で、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から受け入れるものであります。

農林水産業費雑入2,500千円につきましては、県営農地整備事業（経営体育成型）負担金に対する、地元負担金であります。

22款1項3目、農林業債2,500千円につきましては、県営農地整備事業（経営体育成型）負担金に対する財源として、公共事業等債を計上するものでございます。

6目、教育債63,300千円のうち、学校教育施設等整備事業債59,900千円につきましては、旭が丘中学校体育館のLED照明設置事業が、緊急防災・減災事業債の対象見込みとなったことを受け、学校教育施設等整備事業を4,100千円減額するものと、小中学校ネットワーク設備整備事業の財源として64,000千円増額するものでございます。

また、緊急防災・減災事業債3,400千円につきましては、旭が丘中学校体育館のLED照明設置事業が、緊急防災・減災事業債の対象見込みとなったことを受け、増額するものでございます。

以上が、議案第19号「令和元年度森町一般会計補正予算（第6号）」についての概要でございます。

次に、議案第20号「令和元年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,877千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ219,044千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、1 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金9,877千円につきましては、収納した保険料等を負担金として静岡県後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。

当初予算では、広域連合の試算に基づき納付金を計上しておりましたが、保険料収納額がこの試算よりも多くなる見込みであることから、増額するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

5・6 ページ、1 款 1 項 1 目、後期高齢者医療保険料5,731千円につきましては、保険料収納見込み額の増加に伴い、増額するものでございます。

4 款 1 項 1 目、繰越金4,146千円につきましては、平成30年度の出納整理期間中に収納し、令和元年度に繰り越しました保険料分を、後期高齢者医療広域連合納付金の財源として計上するものでございます。

以上が、議案第20号「令和元年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。

次に、議案第21号「令和元年度森町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69,051千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,406,446千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8 ページ、7 款 1 項 2 目、償還金43,835千円につきましては、平成30年度の介護給付費等に係る国、県の負担金の精算等に伴う返還金であります。

7 款 3 項 1 目、一般会計繰出金25,216千円につきましては、平成30年度の介護給付費等に係る町の負担金の精算に伴う繰出金であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6 ページ、8 款 1 項 1 目、繰越金67,884千円につきましては、

歳出予算の補正財源としての計上であります。

10款3項3目、雑入1,167千円につきましては、袋井市森町介護認定審査会の平成30年度の精算に伴う負担金の返還金であります。

以上が、議案第21号「令和元年度森町介護保険特別会計補正予算（第4号）」の内容でございます。

次に、議案第22号「令和元年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費を追加するものでございます。

2ページ、第1表、繰越明許費補正をご覧ください。

本年度実施しております污水管渠築造工事の下水道関連舗装復旧事業について、年度内完了が困難な見込みとなったため、事業費20,000千円を令和2年度に繰り越すものでございます。

事業遅延の理由としましては、本年度実施しております工事施工箇所については、道路幅員が狭く布設箇所が狭隘^{きょうあい}であり、手作業での施工が生じたことなどから、当初の予定を上回る工期が必要となり、舗装工事の年度内の完了が困難な見込みとなったことによるものでございます。

以上が、議案第22号「令和元年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」の内容でございます。

最後に、議案第23号「令和元年度森町病院事業会計補正予算（第3号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

本補正予算、第2条につきましては、補正前予算第3条に定めた「収益的収入及び支出」の予定額のうち、収入の医業外収益を60,000千円増額し、368,841千円とし、病院事業収益の予定額を2,870,856千円とするものであります。

第3条では、補正前予算第7条で定めた「一時借入金の限度額」を60,000千円減額し、640,000千円とし、第4条では、補正前予算第10条で定めた「他会計からの出資金及び負担金」の額を60,000千

円増額し、500,000千円とするものであります。

それでは、補正額の明細書につき補正の内容を申し上げますので、8ページをご覧ください。

「収益的収入及び支出」の収入であります、「医業外収益」の「他会計負担金」60,000千円は、3月に企業債元利償還金の支払いが予定されており、経営安定化のための運営資金として、一般会計より繰入をお願いするものでございます。

以上が、議案第23号「令和元年度森町病院事業会計補正予算（第3号）」の内容でございます。

ただいま、議案第19号から議案第23号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（ 亀澤 進 君 ） 日程第28、議案第24号「静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（ 職 員 朗 読 ）

議長（ 亀澤 進 君 ） 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町長（ 太田康雄 君 ） ただいま上程されました議案第24号「静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

今回の「静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更」は、袋井市、磐田市、掛川市で構成する「浅羽地域湛水防除施設組合」が、令和2年3月31日をもって解散することにより、当組合から脱退するもので、規約を変更するに当たり、地方自治法第290条の規定に基づき、組合を構成する市町・組合議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由を申し上げますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議 長 (亀澤 進 君) しばらく休憩をいたします。
(午前10時40分 ~ 午前10時50分 休憩)

議 長 (亀澤 進 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第29、議案第25号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」及び日程第30、議案第26号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」議案2件を一括議題とします。
職員に議案を朗読させます。
(職 員 朗 読)

議 長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

町 長 (太田康雄 君) ただいま一括して上程されました議案第25号及び議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。
始めに、議案第25号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」提案理由の説明を申し上げます。
本案は、大府川、上野平、大河内及び亀久保辺地について、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、当該辺地の公共的施設の整備を促進するために必要な財政上の特別措置として、辺地対策事業債の借入を受けるため、議会の議決を経て総合整備計画を定め、総務大臣に提出するものであります。
策定いたします総合整備計画は、各辺地区域に光ファイバ整備事業を計画するものでございます。なお、計画年度は令和2年度の単年度でございます。
当該辺地につきましては、来たるべく「Society5.0時代」に必要とされるICTインフラの根幹をなす光ファイバ整備について、その事業の採算性から民間電気通信事業者による整備の実施が見込めない状況であるため、民間電気通信事業者が行う光ファイバ整備に対して、町が支援することで安定した高速通信や光ファイバを利用した電話などのサービス提供を可能とし、情報格差の解消を図るものであります。

事業費のうち、国庫補助金、民間事業者負担金を除いた一般財源分について、辺地対策事業債として借入を受けるものであります。

また、本議案上程のための県知事との事前協議におきましては、本年1月14日付けで「異議なし」との回答を得ております。

本計画策定につきまして、議会の議決を得たく提案するものであります。

次に、議案第26号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」提案理由の説明を申し上げます。

本案は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき、当該辺地の公共的施設を整備促進するために必要な財政上の特別措置として、辺地対策事業債の借入を受けるため、議会の議決を経て総合整備計画を変更し、総務大臣に提出するものであります。

今回の変更は、大久保辺地区域における総合整備計画に、光ファイバ整備事業を追加するものでございまして、事業費に55,875千円を追加し、全体事業費を181,875千円とするものでございます。なお、計画年度は現計画の平成29年度から令和3年度までで変更はございません。

追加いたします光ファイバ整備事業につきましては、当地区においては、来たるべく「Society5.0時代」に必要とされるICTインフラの根幹をなす光ファイバ整備について、その事業の採算性から民間電気通信事業者による整備の実施が見込めない状況であるため、民間電気通信事業者が行う光ファイバ整備に対して、町が支援することで安定した高速通信や光ファイバを利用した電話などのサービス提供を可能とし、情報格差の解消を図るものでございます。

なお、事業費のうち、国庫補助金、民間事業者負担金を除いた一般財源分について、全額を辺地対策事業債として借入を受けるものであります。

また、本議案上程のための県知事との事前協議につきまして、本年1月14日付けで「異議なし」との回答を得ております。

本計画変更につきまして、議会の議決を得たく提案するものであります。

以上、議案第25号及び議案第26号につきまして、一括して説明申し上げますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (亀澤 進 君) 日程第31、議案第27号「公の施設の指定管理者の指定について(森町小規模保育所)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま上程されました議案第27号「公の施設の指定管理者の指定について(森町小規模保育所)」提案理由の説明を申し上げます。

町が森町保健福祉センター2階に設置した森町小規模保育所は、平成27年9月1日から指定管理者制度により「子育てサポートわらべの会」を指定してまいりましたが、本年3月末に指定管理期間が終了することになっております。今回、指定期間満了に伴う更新にあたり、「森町公の施設の指定管理者候補者の随意選定に関する基準」では、「児童福祉施設等で、現受託団体の実績から当該団体を引き続き指定管理者として指定することの妥当性が相当程度認められる場合」には、公募によらずに指定管理者の候補者を選定できる「随意選定」をすることができるとされておりますので、候補者を「子育てサポートわらべの会」として森町指定管理者候補者選定委員会に諮り、申請書類に基づき審議をした結果、保育士必要数の維持継続が確実にされており、保育体制が安定していること。また、代表を始め経験豊かな保育士が揃い、十分な研修も積んでおり、通常保育のみならず、配慮が必要な児童とその保護者に対する支援についても質の高いサービスが提供されていること。さらに、町の子育て支援事業や会議等にも積極的に参画し協力的であるうえ、経営状況も健全で安定しており、良好な運営体制であることなどから、

指定管理者として適切に管理を行うことができると認められるとの意見をいただきました。

つきましては、指定管理者として「子育てサポートわらべの会」を指定いたしたく議会の議決をお願いするものであります。

なお、指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 (亀澤 進 君) 日程第32、議案第28号「森町道路線の廃止について」及び日程第33、議案第29号「森町道路線の認定について」議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議長 (亀澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま一括して上程されました議案第28号「森町道路線の廃止について」及び議案第29号「森町道路線の認定について」提案理由の説明を申し上げます。

始めに、議案第28号「森町道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

今回廃止する路線は、「鴨谷東組線」及び「一宮圃場25号線」でございます。路線の位置、延長、幅員等につきましては、お手元にお配りいたしました議案及び位置図のとおりでございます。

まず、「鴨谷東組線」でございますが、路線の中間に「北谷田トンネル」という素掘りのトンネルがあり、東組側入口上部に剥離の兆候がみられたので、通行の安全性を考慮し、平成27年度より通行止めの措置を行っております。平成30年度には、道路法に基づく定期点検を行いました。点検の結果、東組側のトンネル入口に土砂崩れが発生しており、またトンネル内部にも剥離が発生している状況で、点検結果としましては判定区分「IV」、緊急措置段階の判定

となりました。この結果を踏まえ、通行の安全確保を第一に考え、地元の方々や周辺の土地所有者などと対応について協議を行うとともに、交通量や土地の利用状況など、総合的に勘案し、トンネルを廃止することといたしました。このため、当路線についてはトンネルを境に分断されることとなりますので、路線全体を一旦廃止するものであります。これは、路線の一部廃止や起終点の変更を伴う路線変更を行うにあたり、当該路線を一旦廃止し、新たなルートで再認定するという、国の通達に基づく路線認定制度に準拠するものでございます。

次に、「一宮圃場25号線」でございますが、終点側の一部が民地内を通っており、現に道路形状を有していない状況であることから、終点の位置を変更するものであります。路線の終点位置の変更が伴うため、本路線についても「鴨谷東組線」と同様に、路線認定制度に従い一旦路線全体の廃止手続きを行うものでございます。

以上2路線の町道路線の廃止について、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第29号「森町道路線の認定について」ご説明申し上げます。路線の位置、延長、幅員等については、お手元にお配りいたしました議案及び位置図のとおりでございます。

まず、「三反田藪ノ内線」及び「院内線」でございますが、だだいまご説明いたしました「北谷田トンネル」の廃止に伴い分断された「鴨谷東組線」を2つの路線に分けて再認定するものです。

次に「一宮圃場25号線」でございますが、終点の位置の変更に伴い再認定するものです。

以上2路線の町道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長

(亀澤 進 君) 日程第34、議案第30号「令和2年度森町一般会計予算」から日程第43、議案第39号「令和2年度森町病院事業

会計予算」まで議案10件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (亀 澤 進 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長 (太 田 康 雄 君) 本日、令和2年3月森町議会定例会を開会していただき、令和2年度当初予算の議案を提出するにあたり、その概要をご説明申し上げますとともに、令和2年度の町政運営に対する基本方針について、所信の一端を申し述べる機会を得ましたことを、大変嬉しく思っているところであります。

また、議員の皆さま方におかれましては、国、地方を通じて厳しい経済・財政状況の中、地方創生の推進、住民の暮らしの安全確保等に対し、多大なるご尽力を賜っておりますことをまずもって厚く御礼申し上げます。

さて、過日行われました町長選挙におきまして、町民の皆さまをはじめ各方面の方々からの力強いご支援と温かいご厚情を賜りまして二選の栄に浴し、引き続き町政運営を担わせていただくことになりました。

特に今回は無投票による再選であり、改めて責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでございます。皆さまから寄せられました信頼と期待に応えるため、新たな決意と情熱をもって森町のさらなる発展、さらなる活性化に取り組み、第9次総合計画に掲げるまちの将来像「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現に向け、全力で取り組む所存でございます。

二期目を迎えるにあたり、これまで取り組んださまざまな施策をさらに展開し、森町の豊かな自然や連綿と継承されている歴史・伝統文化、人々の安定した暮らしを守り、今後も自立した活力あるまちを維持していきます。

そして、誰も取り残さないというSDGsの理念を踏まえ、森町の豊富な地域資源に“何か”を掛け合わせて幸せを生み出し、誰も

が幸せを感じながら住み続けられる森町を目指して、人・自然・歴史を次代につなぐ「5つの取り組み」に沿って力強く大胆に各種事業を実行してまいります。

五つの取り組みとは、1、助け合いふれあう健やかなまちづくり、2、安全で住みよいまちづくり、3、人の交流で賑わうまちづくり、4、活気に満ちた活力あるまちづくり、5、自然を守り歴史に学ぶまちづくりでございます。

私は、これらを着実に推進・実行するに際しましては、当局のみでは到底不可能でありますので、議会の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、町民との対話による信頼関係を基に協働を進め、「心和らぐ森町」をともに創り上げ、次代につなげていくよう、全力を傾注してまいる覚悟であります。

引き続き、ご指導ご支援を賜りますよう、心からよろしくお願い申し上げます。

さて、令和元年度の日本経済の状況をみますと、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復しております。令和元年10月に実施された消費税率の引き上げに当たっては、経済の回復基調に影響を及ぼさないといった観点から、軽減税率制度や臨時・特別の措置など各種の対応策が実施されております。

今後についても、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、消費税率引き上げ後の経済動向を引き続き注視するとともに、台風等の被害からの復旧・復興の取組をさらに加速し、併せて米中貿易摩擦など海外発の下方リスクによる悪影響や、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞懸念等に備える必要があります。

こうした中、政府は、「15か月予算」の考え方で、災害からの復旧・復興と安全・安心の確保、経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援、未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を柱として策定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に基づき、予備費を含め

た令和元年度予算、令和元年度補正予算及び令和2年度の臨時・特別の措置を適切に組み合わせることにより、機動的かつ万全の対策を講じ、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長の実現につなげていくこととしています。

また、物価の動向をみますと、原油価格の下落の影響等により、消費者物価総合指数は前年度比で伸びが低下しております。

この結果、令和元年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は0.9パーセント程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は1.8パーセント程度と見込まれ、また、消費者物価の総合指数は0.6パーセント程度の上昇と見込まれているところであります。

こうした中、令和2年度の国の一般会計予算案は、予算規模にして、102兆6,580億円と、前年度当初予算に対して1兆2,009億円、1.2パーセントの増加となっており、過去最大規模であった令和元年度予算額を、さらに上回っております。

政府は、この予算案につきまして、「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「経済財政運営と改革の基本方針2019」に基づき、歳出改革等に着実に取り組むものとしております。

予算案のポイントとしましては、潜在成長率の引き上げによる成長力の強化を目指し、Society5.0時代に向けた人材・技術などへの投資やイノベーションを喚起し、生産性の飛躍的向上に取り組むとともに、若者も高齢者も女性も障がいや難病のある方も皆が生きがいを持ち活躍できる、一億総活躍社会の実現に取り組むこととしております。このため、全世代型の社会保障制度の構築に向け、社会保障全般にわたる持続可能な改革を進めることとしております。また、自然災害からの復興、観光・農林水産業をはじめとした地方創生、地球温暖化対策などSDGsへの対応を含むグローバル経済社会との連携など重要課題に取り組む一方で、東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上を図るための機動的かつ万全な対策や、水害対策を中心に防災・減災、国土強靱化をさらに強力に進め、インフラ老朽化対応を含め、国民の安全・安心

を確保するとしております。

そして、令和2年度の地方財政計画につきましては、東日本大震災分を除く通常収支分におきまして、地方税は、40兆9,366億円、対前年度比プラス1.9パーセント、地方交付税は、16兆5,882億円、対前年度比プラス2.5パーセントと見込む一方、投資的経費につきましては、12兆7,614億円と対前年度比マイナス2.0パーセントと見込むなど、その歳入歳出規模を、90兆7,397億円、対前年度比プラス1.3パーセントとしております。

他方、県におきましては「富国有徳の美しい“ふじのくに”づくり～“世界の静岡”をONE TEAMで元気に！～」を掲げ、一般会計予算総額を、対前年度比プラス6.0パーセントの1兆2,792億円としております。

歳入では、県税につきましては、輸出関連業種を中心とした企業収益の悪化により、法人2税が減少するものの、消費税率引き上げの平年度化等による地方消費税の増加により、対前年度比プラス1.0パーセントとしております。

また、歳出では、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を機に、スポーツの持つ力を活かすとともに、世界共通の目標であるSDGsのフロントランナーとして、うるわしく和した令和の時代にふさわしい“ふじのくに”づくりを推進するため、生産性の高い持続可能な行財政運営に取り組む一方で、人づくり・富づくりを加速するための重点的な取組を行うこととしており、投資的経費については、対前年度比プラス8.1パーセントの2,016億2千万円を計上しております。

こうした中であって、本町といたしましても、国・県の施策に注視しつつ、将来にわたって安定的な行財政運営をしていくため、より一層の財政の健全化に努めるとともに、森町の地域特性や可能性を生かした地方創生に取り組み、地域資源を活かしたまちづくりを推進してまいります。

令和2年度は、本町のまちづくりの指針となる「第9次森町総合

計画」における、「人の輪」「対話」「調和」の三つの基本理念を踏まえ、次世代の森町づくりを進めるため、引き続き、町民と行政が一体となった、さまざまな施策に着手し、まちの将来像「住む人も訪れる人も心とらぐ森町」の実現に向け、取り組んでまいります。

また、「第9次森町総合計画」の計画的な推進にあたっては、第4次森町行財政改革大綱及び、第3次森町行財政改革プランにおいて、持続可能な行財政運営を目指すとともに、新たな行政課題に、迅速かつ的確に対応するための体制づくりを引き続き進めてまいります。

さらに、活力ある森町の未来を築いていくためには、国と地方が一体となって施策に取り組む必要があり、地方が成長することが、すなわち国全体の成長につながるものと考えておりますことから、町長として、国や県に対して、森町の活性化につながる積極的な施策の推進を、強く働きかけてまいりたいと考えております。

そして、森町が将来にわたり住み良いまちとなるよう、今後も、町民の皆さまの英知とご支援・ご協力をいただきながら、誠心誠意、取り組んでまいりたいと考えております。

以上の点を踏まえまして、令和2年度当初予算につきまして、その内容をご説明申し上げます。

最初に議案第30号、一般会計予算についてでございます。

参考資料「令和2年度森町当初予算（案）概要」も併せてご覧下さい。予算規模は、7,884,000千円と、前年度当初予算に対して、395,000千円、5.3パーセントの増加となり、過去最大となっております。

歳出においての主な増加要因としましては、三倉・天方地区光回線未整備地区の対策として取り組む、高度無線環境整備推進事業、町道新田赤松線の整備促進、防災・減災対策として農業用ため池の調査や河川の浚渫等の促進、公共施設の老朽化に対する長寿命化対策、公園遊具の更新等々の事業に取り組むための予算を計上したことによるものでございます。

一方、減少要因といたしましては、森町産業立地事業費補助金や、袋井消防署新庁舎建設の完了等に伴う袋井市森町広域行政組合消防分担金の減少等が挙げられます。

次に、マニフェストに掲げました「次代につなぐ五つの取り組み」に沿いまして、主な事業を述べさせていただきます。

一点目の「助け合いふれあう健やかなまちづくり」につきましては、子ども・子育て支援として、新たに、保育を希望する保護者の相談に応じ、個別のニーズに合った保育サービス等の情報提供を行う保育コンシェルジュの配置や、病児・病後保育への対応とともに、幼児教育・保育無償化に伴う保育園等の委託料や利用給付費の確保、児童手当支給事業、こども医療費助成、森っ子出産祝金、認可外保育施設利用者に対する保育料助成に引き続き取り組むことにより、子育て世代の経済的な負担の軽減を図ってまいります。

また、町内保育園の保育士確保に対し、保育士の宿舎借上支援の継続や、保育士の働きやすい環境づくりの促進等を支援してまいります。

さらに、乳幼児につきましては、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育園で一時的に預かることができる一時預かり事業や、保育における小規模保育所事業、幼稚園児につきましては、全園での預かり保育事業、小学生につきましては、放課後児童クラブ事業及び放課後子ども教室事業を継続して実施していくとともに、公園遊具の更新等により、子育て環境の充実を図ってまいります。

また、少子化対策の一環として、不妊・不育症治療費に対する助成に加え、胎児の先天性風しん症候群を予防するための麻しん風しん混合ワクチンの任意予防接種事業についても引き続き実施するとともに、産婦健康診査・産後ケア事業に取り組み、妊娠から出産、育児にいたるまで切れ目のない、子ども・子育て支援対策に取り組むことにより、保護者の就労支援、多様な保育の促進、及び児童等の健全な心身の発達への支援等に努めてまいります。

一方、心身障がい児の療育推進及び保護者の養育負担の軽減として、障がい児への支援を引き続き実施するとともに、福祉施設への通所に係る費用の助成や、重度身体障がい者への住宅改造費に対する補助に要する経費等を計上しており、障がい者等がより身近な所で支援を受けられる環境づくりに取り組んでまいります。

その他、乳児のロタウイルス感染性胃腸炎予防対策として、ロタウイルスワクチンの接種、若年がん患者の生殖機能温存治療や医療用補整具購入等の支援事業とともに、これまでの制度の変遷上、風しんに関する公的な予防接種を受ける機会がなかった世代に対する、風しん追加的対策事業、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業、インフルエンザなどの予防接種事業及び高齢者肺炎球菌予防接種事業等を継続して実施することにより、お達者度の高い、人にやさしいまちづくりを推進するとともに、男女共同参画の推進、多文化共生への取り組み等を行ってまいります。

さらに、国民健康保険や介護保険等の特別会計の健全運営に係る繰出金等を計上するとともに、森町病院につきましては、経営強化のため、340,000千円を繰り出し、地域医療の充実のために、第4次公立森町病院経営改革プランに基づき、より一層の病院経営の改革と家庭医療クリニックの安定的な経営を図ってまいりたいと考えております。

二点目の「安全で住みよいまちづくり」につきましては、来たるべく「Society5.0時代」に必要とされるICTインフラの根幹をなす光回線整備について、その事業の採算性から民間による整備の実施が見込めない三倉・天方地区への対策として取り組む、高度無線環境整備推進事業費補助事業をはじめ、長年懸案となっていた町道新田赤松線の整備促進に取り組めます。

また、防災・減災対策をさらに進めるため、消防団へ配備している車両の更新に加え、災害対策本部の機能強化、防災資機材や福祉避難所の資機材整備、町内会等を対象とした自主防災組織が行う備品調達への補助事業、近年頻発している局地的な豪雨対策として河

川改修や浚渫、農業用ため池の調査等々に取り組んでまいります。

そして、引き続き、協働まちづくり推進事業費を計上するとともに、天竜浜名湖鉄道の軌道敷の法面等の美化活動への支援として、レールフレンドシップ事業を実施し、協働意識の高揚を図ってまいります。

さらに、天竜浜名湖鉄道への助成、三倉・天方地区での自家用有償旅客運送バス運行事業及び民間バス路線への支援を引き続き実施し、地域公共交通の確保に努めるとともに、バス、タクシー及び天竜浜名湖鉄道の利用者に対する、森町公共交通利用券助成事業により、自家用車を運転できない高齢者の日常生活の移動への支援にも努めてまいります。

さらには、インフラ老朽化対策として国の防災・安全交付金を活用し、町道の舗装修繕、橋梁の長寿命化とともに、引き続き、上水道事業会計及び公共下水道事業特別会計への繰出金を計上し、上下水道施設等の整備に取り組んでまいります。

三点目の「人の交流で賑わうまちづくり」につきましては、一昨年より取り組んでおります、アクティ森を核とした新たな魅力創出発信事業を町内展開するため、静岡県市町村振興協会の地域づくり推進事業助成金を活用し、ARアプリを活用した町内観光周遊事業や、謎キャラ「コモコモ」を活用した魅力発信の展開を図ります。

また、遠州の小京都まちづくり推進事業として、産・学・官連携による遠州の小京都・森町のPRに取り組んでいくとともに、歴史ある古民家の利活用可能性調査等を予定しております。

そして、引き続き東京都江東区で開催される「江東区民まつり」への出展等による、観光誘客の推進にも取り組むとともに、森町ふるさと会交流事業の開催により、森町ファンの拡大とネットワークづくりに努めてまいります。

これらの取り組みから、森町の知名度を向上させ、観光交流人口の増加を図るとともに、インバウンド受入の促進につなげていきたいと考えております。

四点目の「活気に満ちた活力あるまちづくり」につきましては、積極的な企業誘致と雇用の確保のため、国の社会資本整備交付金を活用した工業団地基盤強化事業による町道の整備を引き続き実施し、併せて産業立地事業費補助金を計上し、新たに町内に立地される企業に対する用地取得費及び新規雇用者に係る経費の補助を行ってまいります。

また、農林業関係につきましては、茶業等の農業振興、農業用水パイプラインの更新事業及び水田の暗渠排水の整備等を実施する県営の農地整備事業への負担金、県営林道開設事業の負担金、国際森林認証に基づく木材のブランド化、農林業用施設の点検や長寿命化のための補修等の適切な維持管理、有害鳥獣対策等にも引き続き、取り組んでまいります。

ふるさと納税推進事業としましては、今年の制度改正を受け、寄附に係るお礼の品等の関係経費については、寄附額の2分の1以内となるよう制度を遵守し、引き続き、森町の特産品をPRし、地場産業の振興に寄与するよう取り組んでまいります。

移住・定住の促進対策としましては、移住希望者からの相談件数が増加傾向にある中、行政と連携し、より丁寧で柔軟な対応をおこなう、移住コーディネーターを継続して配置し円滑な移住相談を推進します。また、森町空き家・空き地バンクの登録を促進するため、空き家の家財道具等残置物処分への支援制度を新たに設けます。

加えて、移住フェア等の相談会場への参加による情報発信、東京圏からの移住者を支援するための移住就業支援補助金等により、移住・定住のさらなる促進を図ります。

そして、人口減少対策・地域の活性化の取組方針となる、第2期森町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取り組んでまいります。

五点目の「自然を守り歴史に学ぶまちづくり」につきましては、まず、学校統合に関するものとして、学校統合に伴う複式学級未履修対策、通学用バスの委託経費や使用料、学校間交流等の経費を計

上いたしました。

教育関係におきましては、情報教育推進事業としてICT授業づくりの支援や情報アドバイザーの経費を計上しております。また、外国青年を招き、外国語教育を通して今後の国際化社会に対応できる児童生徒を育成していくための英語教育の推進、不登校等で学校生活に順応できない児童生徒を支援するための居場所づくりと、保護者への相談業務を行う不登校等教育支援センター事業、及び学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るための指導を行う通級指導教室等に引き続き取り組んでまいります。

森林関係につきましては、町有林の搬出間伐を引き続き実施するとともに、森林環境譲与税を活用した事業として、森林所有者への意向調査や林道・作業道等の整備などに取り組み、森林の適正管理による地球温暖化対策の一助としてまいります。

加えて環境対策として、合併処理浄化槽設置への補助、環境美化パトロールを行ってまいります。

さらに、歴史から学ぶ取り組みとして、森の茶業の歴史を纏める森町茶業史の編纂へんさんに本格的に取り組むとともに、森町歴史伝統文化保存会の取り組みを支援してまいります。

次に、これらを賄う財源の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず、自主財源の大半を占める町税についてであります。地方財政計画の見込み、企業業績の状況等を勘案し、個人町民税は、対前年度比マイナス0.5パーセントの845,500千円とし、法人町民税につきましては制度改正等の影響を考慮し、対前年度比マイナス14.4パーセントの107,001千円とし、固定資産税は、対前年度比プラス1.7パーセントの1,192,999千円とし、町税全体では対前年度比プラス0.2パーセントの2,352,134千円といたしました。

地方交付税につきましては、地方財政計画、今年度の実績見込み及び公債費の増加等を考慮し、対前年度比60,000千円増の1,610,000千円を計上いたしました。

国・県支出金につきましては、幼児教育・保育無償化に伴う負担金や補助金、ため池の調査事業に係る補助金の増等により、全体で1,171,523千円、対前年度比72,027千円の増、プラス6.6パーセントの計上となっております。

一方、幼児教育・保育無償化による、幼稚園や保育園の保育料の減少に伴い、分担金及び負担金は対前年度比56,267千円減の、マイナス52.7パーセント、使用料及び手数料は対前年度比14,207千円減の、マイナス18.5パーセントとなっております。

また、税制改正等に伴い、新たに法人事業税交付金を計上するとともに、自動車取得税交付金を廃止させていただいております。

他方、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を対前年度比50,000千円増の450,000千円を計上したほか、減債基金繰入金130,000千円、企業立地推進基金繰入金57,818千円、ふるさと応援基金繰入金22,710千円など、対前年度比48,986千円増の685,110千円といたしました。

町債につきましては、三倉・天方地区光回線未整備地区の対策事業、高度無線環境整備推進事業費補助金の財源として、辺地対策事業債133,200千円のほか、防災・減災対策の推進を図るため、消防団車両の更新、防災行政無線の機能強化や、中学校体育館の照明落下防止対策の財源として、緊急防災・減災事業債32,900千円、準用河川第2小藪川河川改修事業の財源として、緊急自然災害防止対策事業債18,500千円、準用河川新堀川等の浚渫の財源として、緊急浚渫推進事業債12,000千円、インフラの老朽化対策として公共施設等適正管理推進事業債20,200千円、また、保健福祉センターや文化会館等の公共施設等老朽化対策の財源として、一般事業債を計上するとともに、臨時財政対策債275,000千円を含め、対前年度比191,400千円増の712,100千円としております。

次に、議案第31号から議案第37号までの特別会計予算でございますが、議案第31号、国民健康保険特別会計予算は、県に納める国民健康保険事業費納付金と過去3年間の療養給付費を基に推計した医

療費等から年間予算を推計しており、予算総額は、2,108,389千円で、対前年度比プラス2.8パーセントの計上となっております。

次に、議案第32号、後期高齢者医療特別会計予算では、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度を運営するため、医療機関の窓口で支払う分を除き、公費が約5割、現役世代が約4割を負担し、残りの約1割を被保険者から保険料として徴収し、後期高齢者医療制度の運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、予算総額は、226,408千円で、対前年度比プラス8.2パーセントの計上となっております。

次に、議案第33号、介護保険特別会計予算でございますが、予算総額は、2,280,246千円で、対前年度比プラス0.4パーセントの計上となっております。

歳入では、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料は、対前年度比マイナス1.6パーセントの473,047千円の計上となっております。また、国・県等の支出金は、保険給付費及び地域支援事業費に係る、それぞれの負担割合を乗じて計上しております。

歳出では、全体の92.9パーセントにあたる保険給付費につきましては、前年度の推移に伴う増加を見込んだ2,117,202千円と地域支援事業に係る事業費として129,372千円の計上となっております。

次に、議案第34号、公共下水道事業特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ582,480千円で、対前年度比マイナス0.2パーセントの計上と、ほぼ前年度並みとなっております。

歳入の主なものといたしまして、水の安全・安心基盤整備総合交付金、一般会計繰入金、町債、受益者負担金と下水道利用料等でございます。

歳出の主なものとしましては、人件費4名分を含む事務的経費、森町浄化センター維持管理業務委託料、汚水管渠実施設計業務委託料と築造工事費及び町債元利償還金等でございます。

その他、議案第35号、大久保簡易水道事業特別会計予算、議案第

36号、三倉簡易水道事業特別会計予算及び議案第37号、大河内簡易水道事業特別会計予算は、ともに事業執行に必要な経費を計上させていただきます、住民サービスの向上と本会計の趣旨に沿った健全経営に努めてまいります。

次に、議案第38号、水道事業会計予算でございますが、収益的支出と資本的支出の総額は、563,450千円で、対前年度比マイナス3.9パーセントの計上となっております。

主な減少要因としましては、令和元年度当初予算に計上した管路更新計画策定業務委託が完了したことによる委託料の減額、公共下水道事業の実施に伴う配水管布設替え工事の減額などでございます。

水道事業につきましては、安心して飲むことができる水を安全かつ安定的に供給することが使命でございますので、健全経営が不可欠でございます。今後も引き続き最大の努力をしております。

最後に、議案第39号、森町病院事業会計予算でございますが、「収益的収入及び支出」の予定額では、病院事業収益を2,726,015千円、病院事業費用を3,073,446千円と見込み、病院事業費用が病院事業収益を347,431千円上回る収支不均衡の予算となっております。

「資本的収入及び支出」の予定額では、資本的収入を357,239千円、資本的支出を468,601千円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、一時借入金で処理することとしております。

入院につきましては、病棟再編により病棟をそれぞれ、一般急性期病棟、地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟に分けたことによる、高い病床稼働率を目指していきます。入院患者数は、前年度実績から減少となっておりますが、入院単価が上昇していることから、収益はほぼ前年度並みとなっております。

一方、外来は、患者数は減少傾向にありますが、家庭医療クリニックの患者数が増加傾向にあること、また外来単価が上昇していることから前年度より収益増となっております。

家庭医療クリニックにつきましては、開設後8年が経過し、認知度も高まっており、在宅も含めた患者数の増加により、収益は年々増加傾向にあります。

病院を取り巻く状況を見ますと、医師確保につきましては、厳しい状況下ではありますが、引き続き、内科医、整形外科医等の増員を図り、収益確保に向けた診療体制の構築に努めてまいります。

また、看護師確保につきましては、年度末までの退職予定者に対し、新規採用予定者による補充が十分な状況ではありませんが、看護配置の最適化により効率的な病棟運営に努めてまいります。

以上のことから、令和2年度におきましては、引き続き機能別の病棟運営を維持し、地域のニーズに応えた医療提供体制とすることで、安定的な収益確保に繋げていきたいと考えております。

第4次経営改革プランにつきましては、令和2年度が計画期間4年間の最終年次となっておりますので、より実効性の高いプランとなるよう、経営の安定を目指し、院長以下職員一同、一層努力してまいりますので、議員各位におかれましても、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

以上が、森町の令和2年度予算の概要の説明とさせていただきます。

今年は、改元という時代の大きな節目を終え、令和としての初めての予算の年となります。新たな時代を迎え、1万8千人強の町民の皆さまと、これから生まれてくるお子さん、そして森町を訪れる方々が、いつまでも元気で健やかに森町で過ごしていただくことができるよう、「第9次森町総合計画」の将来像に掲げた「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」の実現に向け、併せて、人・自然・歴史を次代につなぐべく「心和らぐまちづくり」のスタートの年でもありますので、その実現に向けて、全身全霊を傾けてまいり所存でございますので、議員各位のご理解・ご支援を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。概要説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、ご議決くださいますよう重ねてお

議 長 お願い申し上げます。

議 長 (亀澤 進 君) ここでしばらく休憩します。

(午前 11 時 48 分 ~ 午後 4 時 19 分 休憩)

議 長 (亀澤 進 君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月4日午前9時30分、本会議を開き、議案に対する質疑及び委員会付託を行います。

なお、議案第1号、議案第2号の条例2件と議案第19号から議案第23号の補正予算5件、及び議案第24号の一般議案1件については、討論・採決まで行います。

本日は、これで散会します。

(午後 4 時 20 分 散会)